

第191回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成30年10月18日（木）
午後3時から午後4時20分まで
場 所：県庁行政庁舎4階 特別会議室

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告
第190回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議案審議（1件）
議案第2360号 特殊建築物の敷地の位置について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

○出席委員

阿留多伎 眞人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
内 田 美 穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
郷 古 雅 春	宮城大学食産業学群教授
佐 藤 美 砂	弁護士
志 水 田鶴子	仙台白百合女子大学人間学部准教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
吉 田 耕一郎	国土交通省東北運輸局長（代理）
高 田 昌 行	国土交通省東北地方整備局長（代理）
松 岡 亮 介	宮城県警察本部長（代理）
佐 藤 昭	宮城県市長会会長（塩竈市長）
高 橋 啓	宮城県議会議員
斎 藤 範 夫	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
櫻 井 正 人	宮城県町村議会議長会会長（利府町議会議長）

（以上14名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2360号（特殊建築物の敷地の位置について）

【議決】原案を承認する。

1 開会

○事務局(武内総括) ただいまから、第191回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。学識経験者の委員につきまして、任期満了に伴う改選を行った結果、名簿に記載のとおりとなっております。新たに委員に就任いただきました3名の方を御紹介いたします。弁護士の佐藤美砂委員でございます。佐藤委員におかれましては、平成4年から仙台弁護士会所属の弁護士として活躍されています。仙台白百合女子大学准教授の志水田鶴子委員でございます。志水委員におかれましては、社会福祉学を御専門とされ、平成25年から仙台白百合女子大学人間学部准教授に就任されております。次に、本日は御都合により欠席されておりますが、東北工業大学教授の菊池輝委員でございます。菊池委員におかれましては、交通工学を御専門とされ、平成27年から東北工業大学工学部教授に就任されております。

続きまして、関係行政機関の委員4名の方々の委嘱換えがございましたので御紹介いたします。国土交通省東北運輸局長の吉田耕一郎委員です。本日は代理として、交通政策部計画調整官の山口智様に御出席いただいております。国土交通省東北地方整備局長の高田昌行委員です。本日は代理として、仙台河川国道事務所副所長の遠藤雅司様に御出席いただいております。警察本部長の松岡亮介委員です。本日は代理として、交通部交通規制課長の道家知優様に御出席いただいております。次に、本日は御都合により欠席されておりますが、農林水産省東北農政局長の鈴木良典委員です。

(1) 会議の成立

○事務局(武内総括) 次に、本日の会議の定足数ですが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、14名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書をお渡ししております。また、机上に報告資料、座席図及び委員名簿を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、舟引会長よろしくお願いいたします。

(2) 議事録署名人の指定

○舟引議長 それでは本日もよろしく申し上げます。はじめに本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。阿留多伎真人委員と内田美穂委員をお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第190回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回、第190回の審議会におきまして、議案第2357号「仙塩広域都市計画区域の変更について」ほか2件について御審議いただきました。これらの議案につきましては、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はございませんか。

（「なし」の声）

○舟引議長 それでは、以上で第190回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2360号の1件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。それでは、議案第2360号「特殊建築物の敷地の位置」を議題といたします。事務局から議案の内容を御説明願います。

議案第2360号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局（石田建築宅地課技術副参事兼技術補佐） それでは、議案第2360号「特殊建築物の敷地の位置について」の説明をいたします。議案書の4ページを御覧ください。この議案は、建築基準法第51条第1項ただし書きの規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。同法第51条では、都市計画区域内において、ごみ焼却場や、今回対象となっている産業廃棄物処理施設などの特殊建築物については、都市計画決定したもの以外の新築等を原則禁止しておりますが、同条のただし書きに基づいて許可を行うにあたっては、都市計画審議会に付議することとされております。

次のページをお開きください。御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は、産業廃棄物中間処理施設、建築主住所・氏名は、仙台市若林区若林二丁目6番14号 株式会社藤田興業 代表取締役藤田和俊氏でございます。敷地の位置は、名取市下増田字広浦35の108外で、敷地面積は3,911.12平方メートル、用途地域は指定なし、市街化調整区域でございます。

次に建築物の欄を御覧ください。用途は産業廃棄物中間処理施設です。工事種別は新築です。構造、規模等の欄に記載のある事務所棟1棟を新築します。次の処理施設の処理内容及び処理能力は、産業廃棄物中間処理で、1日あたりの処理量については、がれき類の破碎が920トン进行予定しております。破碎は、屋外に設置した破碎機で行います。

ここで許可が必要となった理由につきまして御説明させていただきます。建築主の藤田興業は、平成13年に創業し、仙台市若林区にて建設業、解体業、廃棄物収集運搬業等を行っています。今回、震災後増大しているコンクリート廃棄物を再資源化するため、解体現場から出る、がれき類等を破碎する施設を設け、破碎リサイクル事業を行うこととしました。今回の計画は、がれき類の破碎処理能力が1日あたり5トンを超えるため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものです。

次に、議案書の7ページをお開きください。左の位置図を御覧願います。申請位置を、赤丸で表示しております。敷地は市街化調整区域であり、美田園地区にある第一種住居地域から東へ800メートル程度、仙台空港アクセス線の仙台空港駅から北へ1.8キロメートル程度のところに位置しております。また、敷地は、平成24年に災害危険区域に指定された区域の中にあり、周囲に住居の用に供する建築物はありません。次に右上の付近見取図を御覧ください。赤で示している範囲が今回の申請位置です。周辺には、産業廃棄物処理施設や太陽光発電所が立地しております。次に右下の配置図を御覧ください。敷地は、西側にある市道下11号広浦線、道路幅員約8メートル及び北側の農道下160号線に接する計画としております。出入口は、北側の農道に設ける計画としました。これは、西側の道路が、オイルプラントナトリの出入口であるため、トラック等の出入りが重複しないようにするためです。次に、敷地内の状況を説明します。配置図の①の場所は、破碎前のがれき類を保管する場所です。その西側に破碎機を設置して破碎処理を行います。破碎処理を行ったものは、④の製品ストックヤードに保管します。本施設で破碎処理するがれき類は、建築物の新築工事、解体工事から出るものです。破碎されたがれき類は、大きさによって分別し、リサイクル碎石として路盤材や盛土材として建設工事現場等で再利用される骨材として販売します。敷地の南側②は、破碎前のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを保管する場所です。その西側に破碎機を設置して破碎処理を行います。これは主に解体現場等から排出されるレンガやタイル等を破碎するもので、色付きものとなるので公園等の歩道の路盤材として利用することを計画しております。搬出入は農道下160号線から行います。搬出入のトラックは、国道4号、県道塩釜亘理線を利用して運搬する計画としており、通常、1日あたりで搬入と搬出をあわせ、116台程度を見込んでおります。就業時間は午前8時から午後5時までの約8時間を予定しております。

次に議案書6ページを御覧ください。当県では、御覧の審査基準を定めて、申請に係る処理施設の位置が、都市計画上支障がないかどうかを審査しております。その主なものについて説明します。立地場所については、当該施設が立地する名取市から、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。なお、市街化調整区域の場合は白地地域の規準を準用します。敷地周囲100メートルの範囲に住宅等の居住の用途に供する建築物はなく、一番近い住居まで約800メートルです。申請位置に最も近い文教施設は、通信制の県立美田園高等学校で、西へ1.8キロメートルほど離れております。最も近い医療施設は約1.1キロメートル離れており、同じように社会福祉施設は約1.5キロメートル離れております。搬入道路等の規準についても適合しております。次に、当該施設の環境対策について説明します。まず、飛散の防止につきましては、屋外保管ヤードの周囲に、飛散防止用として、高さ4メートル程度の鋼板のフェン

スを設置します。破碎時は散水を行い、粉じんの発生を抑制します。また、破碎機の近くの壁の高さは4.5メートルとしてさらに騒音を防ぐ計画としています。騒音及び振動につきましては、破碎機に近接した敷地境界線3カ所で予測評価を行い、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しております。水質につきましては、水質汚濁を発生させる恐れのある廃棄物は対象としておりません。なお、雑排水は浄化槽を設置して排水路に放流します。また、雨水については、側溝で集水後、排水路に放流します。各沈殿槽には油等の吸着マットを設置します。悪臭を発生させる恐れのある廃棄物は処理の対象としておりません。周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、平成30年7月8日に実施しております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく設置許可は、仙南保健所と協議中でございます。また、都市計画法第29条による開発許可も協議中です。いずれも許可見込みでございます。

以上で、議案第2360号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。どなたからでも構いませんので、御発言ある方はお願いいたします。

○斎藤委員 御説明の中で、建築基準法第51条第1項ただし書きの許可をするに当たって、都市計画審議会の付議が求められているということでしたが、そもそも建築基準法第51条第1項ただし書きで、何ゆえに都市計画審議会の付議を求めているのか、その法の趣旨はどのような点にあるのでしょうか。

○舟引議長 それでは事務局から、51条についてももう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○事務局（石田建築宅地課技術副参事兼技術補佐） 建築基準法第51条につきましては、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置の決定しているものでなければ、新築し、または建築してはならないという定めがあります。その後、ただし書きがありまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、または政令で定める規模の範囲内において新築、増築する場合はこの限りではないというふうに定めております。通常であれば都市計画区域内で決定されていけば問題ありませんが、それ以外の場合は都市計画上の支障について判断することが必要であり、都市計画審議会で御審議いただいて決定するものと考えております。

○舟引議長 斎藤委員、いかがですか。

○斎藤委員 ある程度分かりました。もう一点お尋ねしますけれども、計画地は災害危険区域内にあります。災害危険区域は、これは名取市が指定した災害危険区域ですか。

○事務局（石田建築宅地課技術副参事兼技術補佐） 災害危険区域は市の条例において定めており、

災害危険区域では住宅などについては原則禁止されております。

- 斎藤委員 災害危険区域というのは、いわゆる津波における浸水の恐れがあるということで指定していると思いますけれども、災害危険区域におけるこういう施設を含めて、人が出入りするに当たって避難所の配慮を何らかの形で求めていますか。名取市の条例あるいは名取市の指導でもって、そういう配慮が求められているのでしょうか。
- 事務局（石田建築宅地課技術副参事兼技術補佐） 条例ではこのような施設についての規制がありませんので、特段の指導は行っておりません。
- 舟引議長 はじめの質問に補足しますと、このような案件はたびたび審議されていますが、建築基準法第51条の趣旨は、いわゆる迷惑施設については都市計画で定めてあれば立地をしていいと、そしてその都市計画で定める場合は、必ず市町村もしくは県の都市計画審議会に諮ることになります。例外のただし書きの場合は特定行政庁が判断しますが、その判断をする場合にもこの審議会に必ず付議します。したがって、必ず都市計画の手続きを経た上で建設されるという趣旨ですので、御理解をいただければと思います。そのほかいかがでしょうか。佐藤委員お願いします。
- 佐藤（昭）委員 理解を深めるために質問をさせていただきますが、この処理施設で処理する産業廃棄物は、あくまでも再生骨材となるがれき類の破碎だけであると理解してよろしいでしょうか。
- 事務局（石田建築宅地課技術副参事兼技術補佐） はい、そのとおりです。
- 佐藤（昭）委員 ありがとうございます。分かりました。
- 舟引議長 そのほかいかがですか。高橋委員お願いします。
- 高橋委員 処理するコンクリートの収集の想定範囲について、それと住民説明会が行われましたので、そこで出た意見等があれば教えていただきたいと思います。
- 事務局（石田建築宅地課技術副参事兼技術補佐） まず住民説明会のほうにつきましては、平成30年4月8日に説明会を実施しまして、参加人数は7名です。そのときの立地に対する意見等は特にございませんでした。中間処理施設の材料につきましては、搬入は県内がおよそ8割と見込んでいます。取引先の関係から山形や福島のほうからも搬入を一部見込んでいると聞いています。
- 高橋委員 分かりました。それと、想定で結構ですが、1日当たりの搬入搬出台数が分かればお願いいたします。
- 事務局（石田建築宅地課技術副参事兼技術補佐） 搬入は1日58台、搬出は1日同じように58台、月でいうと2,552台ほどになるものと見込んでおります。

○舟引議長 ほかにございますか。よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第2360号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2360号：原案のとおり承認する。（賛成14名、反対0名）

4 その他

○舟引議長 以上で、本日予定していました審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かございますか。

(「なし」の声)

○舟引議長 事務局からは報告事項があるとのことですのでお願いします。

○事務局(藤田都市計画課長) はい、それでは皆様にお配りしております資料に基づきまして、御報告させていただきます。報告資料の1ページを御覧ください。これは宮城県の都市計画区域マスタープランの決定状況を表したのですが、宮城県では、平成31年5月末を目標に、都市計画基礎調査に基づき、線引き都市計画区域である「石巻広域都市計画」を対象として、将来の都市像などを具体的に明らかにする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めているところです。本日は、このマスタープランの素案がまとまりましたので、委員の皆様にご説明しまして、御意見を頂戴したいと思っております。

2ページを御覧ください。この表は本県における都市計画区域マスタープランの見直しスケジュールを示したものです。表2段目の本日、御報告させていただく石巻広域都市計画については、平成28年度から見直し作業を開始しております。下のスケジュールを御覧ください。石巻広域都市計画の見直しにつきましては、平成28年度から作業を進めまして、これまで関係市町と、市町マスタープラン、総合計画、国土利用計画等の調整を行いながら、意見照会・回答を経て素案を作成し、10月に住民説明会を開催しまして、来年2月に都市計画案の縦覧、そして3月の都市計画審議会に付議し、5月に告示を行うという予定になっております。

3ページをお開きください。今回の石巻広域都市計画の見直しの目的についてですが、3点ございます。1点目は、現行の都市計画区域マスタープランが、東日本大震災前の平成22年国勢調査を基に平成28年に策定され、その後平成27年国勢調査が実施されるなど5年以上経過していることです。2点目は、宮城県の総合計画であります「宮城の未来ビジョン」に掲げております県内への産業誘導を主とした「富県宮城」及び「コンパクトで機能的なまちづくり」等の実現に向けた見直しが必要であるということです。3点目は、東日本大震災から7

年が経過し、復興事業の進捗に伴って現行の都市計画と現況の土地利用との間に乖離が見られているということで、「宮城県震災復興計画」に掲げております「災害に強いまちづくり」の実現に向けた見直しが必要であるということです。

次に見直しの方針についてですが、宮城県を取り巻く情勢の変化を踏まえて4点掲げております。1点目は、震災からの復興の推進及び災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりです。2点目は、人口減少、超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び公共交通ネットワークの充実、いわゆる持続可能でコンパクトなまちづくりです。3点目は、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」の実現に資する力強い産業の再生と創出です。そして最後に、優れた自然、歴史資源の保全とこれらを生かした観光・交流機能の強化です。

4ページをお開きください。本日御報告する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明いたします。都市計画法第6条の2において、この図2にお示しするように方針を定めることとされております。定める内容は大きく分けて3点ありまして、1点目は都市計画の目標でありまして、人口と産業規模の現況と将来の見通しです。2点目は区域区分、いわゆる市街化区域及び市街化調整区域の決定の有無とそれを定める際の方針です。そして3点目は土地利用等に関する方針です。

次に5ページをお開きください。県が定める都市計画区域マスタープランと、市町村が定める市町村都市計画マスタープランとの関係について、御説明いたします。まず、県が定める都市計画区域マスタープランにつきましては、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」や国土利用計画法に基づく「県土地利用基本計画」を上位計画とし、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めることになっております。一方、市町村が定める市町村都市計画マスタープランにつきましては、県が定める都市計画区域マスタープラン、市町村の建設に関する基本構想等に即して定められることとされておまして、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映して、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自ら定める都市計画の方針として定めることになっております。都市計画区域マスタープランについては基本的な方向性を定めて、具体のきめ細かい都市計画の方針は市町村都市計画マスタープランに定めるということで、都市計画制度を運用していくことになっております。したがって、具体の土地利用や都市施設等の都市計画については、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランなどに即して決定され、具体の事業が実施されることになっております。

次に6ページをお開きください。ここからは、人口の現状と将来の見通しの考え方について説明いたします。大まかな流れは図3に示しておりますとおりでありますが、平成29年3月に改定した「宮城の将来ビジョン」や平成27年10月に策定した「宮城県地方創生総合戦略」による将来人口の見通しをもとに宮城県全体の将来人口を予測しております。次に、県内を4つに区分しまして、区域毎に将来人口の推計を行い、都市計画区域毎に過去の人口の動向を勘案して将来人口を推計するという流れになっております。

7ページをお開きください。宮城県の人口の見通しについて御説明いたします。まず、「宮城の将来ビジョン」では将来の出生率、すなわち一人の女性が一生に生む平均の子供の数について想定して、平成42年までの県全体の人口を予測しております。また、「宮城県地方創生

総合戦略」においてもさまざまなケースを想定して、県全体の人口予測を行っております。今回の都市計画の見直し的目標年次につきましては、基準年を国勢調査がありました平成27年とし、基準年から20年後の平成47年と設定しております。目標年次の人口推計に当たりましては、宮城の将来ビジョンと同じ出生率の考え方で推計しております。次に、地区別人口の動向から県全体の人口に対する将来のシェアを設定し、行政区域人口を推計しております。最後に、過去の都市計画区域人口シェア、市街化区域人口シェアの動向が引き続き続くものと予測しまして、都市計画区域の人口、市街化区域内の人口を推計しております。

次に8ページを御覧ください。こちらは産業の現状、それから将来の見通しの考え方について示しております。2つありまして、まず工業製造品出荷額等については、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の考え方に基づき、推計することとしております。次に年間商品販売額については、卸売販売額と小売販売額の趨勢の合計値を基に震災からの復興時期の伸びを踏まえて推計することとしております。

9ページをお開きください。図6に工業製造品出荷額等の現況と推計値を示しております。「宮城の将来ビジョン」では、工業製造品出荷額等について、平成24年から平成29年の5年間で年平均2.16パーセントの増加と見込んでおりますので、この傾向が当面続くものと考えておりまして、将来の見通しを推計しております。その結果、工業製造品出荷額等については、概ね20年後の平成47年では、3,337億円になるものと見込んでおります。

10ページを御覧ください。年間商品販売額の現況と推計値を示しております。東日本大震災の影響により、平成24年のデータを御覧いただくと一時的に落ち込んでおりますが、年間商品販売額については、平成24年から平成26年にかけて順調に回復しているところです。また、各市町の震災復興計画では産業活動の再生を掲げているということで、今回の見直しに当たってはこの傾向が当面続くものと考えております。その結果、年間商品販売額については、概ね20年後の平成47年では4,625億円になるものと見込んでおります。

11ページをお開きください。今回見直しを行います、石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの概要版を掲載しておりますので、これに沿って御説明いたします。なお、「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の素案については別冊で用意しておりますので、そちらもあわせて御覧いただければと思います。今回の概要版にはアンダーラインを引いておりますが、このアンダーラインの箇所につきましては、前回平成28年5月に策定したマスタープランからの変更のあった箇所を示しておりますので、アンダーラインは変更があった箇所と御理解いただければと思います。

それでは、マスタープランの概要について御説明します。まず①の目標年次ですが、都市づくりの基本理念、主要な都市計画の決定の方針については平成47年を想定し、区域区分については平成37年を想定しています。②の都市計画区域の範囲及び規模につきましては、都市計画区域では27,041ヘクタールとしております。概ねの人口については、基準年である平成27年は都市計画区域人口を15万4千人としまして、平成47年では概ね12万9千人と予測しております。市街化区域人口については、過去の動向を踏まえて平成37年で概ね12万5千人と予測しております。産業規模については、先程説明したとおりでございます。下の囲みを御覧ください。都市づくりの基本理念としましては、1)安全・安心が維持される復興まちづくり、2)地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生、3)豊かさを実感できる持続可能な拠点ネットワーク型集約市街地の形成、4)自然、歴史的資源を活かした観光

機能の強化，としております。また，都市づくりの基本方針としましては4点掲げておりまして，震災からの復興と災害に強い市街地形成を推進し，水産業等の復興及び高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成を進めるとともに，居住地や都市機能の集約による中心拠点等の形成とそれと連携した公共交通ネットワークを維持・充実し，特別名勝松島等の優れた自然，歴史的資源を活かした観光機能の強化，としております。社会的課題への都市計画としての対応につきましては，1) から5) に示すとおりでございます。

次に右上の囲みを御覧ください。「災害に強く，活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成」を本区域の将来像としまして，都市づくりの基本方針に基づく将来都市構造のイメージ図を掲げております。石巻広域都市計画区域の都市構造につきましては，前回の都市計画区域マスタープランを基本として，赤い丸で示す石巻駅，矢本駅，女川駅周辺地区及び石巻市蛇田地区を魅力ある中心拠点の形成を図る地区としております。また，青い丸で示す仙台塩釜港並びに石巻漁港を活力ある産業拠点の形成を図る地区としております。また，各拠点の周辺に黄色で着色したエリアにつきましては，災害公営住宅への移転等を引き続き促進することにより，コンパクトな住宅地の形成を図り，災害に強い市街地形成を推進することとしております。さらに，鉄道やバス等の公共交通ネットワークの維持・充実を図り，居住地や福祉・医療などの都市機能の更なる集約を促進することとしております。次に，右下の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針について御説明いたします。この区域につきましては，昭和45年から区域区分が設定されていることと，県内第二の都市機能，人口集積を有していることですので，引き続き無秩序な市街化を防止し，計画的な市街化を図るため，区域区分を定めることとしております。

12ページをお開きください。主要な都市計画の決定の方針について御説明します。まず，土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針ですけれども，①の主要用途の配置の方針については，各地区の状況にあわせて安全な住宅地や産業地の充実等を図るとともに，立地適正化計画等の考え方を参考にしまして，駅周辺等の交通結節点において居住地と都市機能を集約させた中心拠点，その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し，これらと連携した道路機能の確保や公共交通ネットワークの維持・充実を行いながら，各拠点が連携した拠点ネットワーク型集約市街地の形成を図っていくこととしております。主要用途の配置の方針図を下に示しております。②の市街地における建築物の密度の構成に関する方針については，石巻駅周辺では中高層住宅等の整備による高密度利用を図り，一般住宅地においては低層低密度住宅地の形成を図ることとしております。③の市街地における住宅建設の方針については，子供や高齢者でも出歩きやすく，健康で快適な生活が確保でき，若年層にも魅力的なまちづくりとなるよう，真に豊かな住まいづくりを創造していくこととしております。④の特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針については，居住環境の改善又は維持，被災市街地の土地利用のほか，都市のスポンジ化対策として，空き家・空き地に関する対策を講じていくこととしております。⑤のその他の土地利用方針については，集落環境の改善，向上を図る地区については，地区計画制度の活用等，田園環境や自然環境と調和した居住環境の向上と活力の維持を図っていくこととしております。

次に，右上の囲みを御覧ください。都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針について御説明いたします。まず，①交通体系の整備方針についてでございますが，大きく3点掲げておりまして，災害に強い都市構造への転換を図るため，防災機能を有した道路整備を図

るとともに、人口減少・超高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した身近な公共交通ネットワークの維持・拡充，交通結節点の機能強化を図り，他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進するとともに，公共交通による交流・観光利用を促進することとしております。②下水道整備の基本方針については，市街化の動向と十分に整合を図り，効率・効果的な施設整備を推進するとともに老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進することとしております。③河川・海岸整備の基本方針については，東日本大震災や関東東北豪雨などの自然災害への対策としまして，防潮堤などの整備とともに，上下流一体となった総合的な河川海岸整備を進めていくこととしております。続きまして，中段の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針について御説明いたします。今後の市街地開発に当たっては，周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら，既成市街地の高度利用，遊休土地の有効利用や整備済・整備中の住宅地への人口誘導を図っていくこととしております。また，居住地や都市機能が集積し，公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対しては，面的整備や地区計画等の導入を検討しまして，良好な市街地の形成を進めていくこととしております。次に，自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針についてでございます。本区域における公園・自然的環境の現状を踏まえて，総合的な公園，緑地体系の整備を進めていくとともに，恵まれた自然資源や観光資源を活用して観光・レクリエーション機能の整備，拡充を図ることとしております。また，津波被害を低減させる防災緑地の整備及び維持管理により，安全・安心が確保されるまちづくりを進めることとしております。一番下の囲みは，防災に関する主要な都市計画の決定の方針でございます。東日本大震災などの自然災害を踏まえて，再び自然災害が発生しても被害を最小限にとどめ，早期に復旧・復興が図られるよう，防御施設や避難路の整備，内陸移転等による居住地の安全を確保することにより，災害に強く安全な都市構造への転換を図ることとしております。また，地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承，近年多発しています豪雨や土砂災害等の自然災害に対する迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りまして，災害履歴，各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努めることとしております。

最後に13ページでございますが，これまで説明してまいりました主要な都市計画の決定の方針に基づきまして，概ね10年以内に実施する主要な事業を取りまとめた付図になります。今後，概ね10年以内に実施する事業としましては，街路事業は25カ所，公園・緑地は2カ所，市街地開発事業は7カ所となっております。それぞれオレンジ色，緑色，青色で旗揚げをしております。また，今回の見直しにより，市街化区域への編入予定地区6カ所につきましては，紫色に着色してございまして，地区名や面積を示しております。この6地区については，来年3月に予定しています都市計画審議会に区域区分の変更として付議する予定となっております。今回の見直しでは，主に被災市街地復興土地区画整理事業等の復興まちづくり事業が施行され，既に新しい市街地の形成がありますことから，それらの地区について市街化区域へ編入する予定としております。なお，本日は，都市計画区域マスタープランの素案もあわせて机上に配布しております。

以上，石巻広域都市計画区域マスタープランの見直しについて，御報告を終わらせていただきます。なお，本日はこの区域マスタープランの素案も併せて皆様の机上に配布させていただきますが，内容について各委員から御意見を賜りたいと考えております。11月末を目途に事務局宛にファックス，メールで御意見等をいただければと考えております。よろしくお願

いたします。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま事務局から御報告いただきました。御説明のように、これから少し期間を設けて皆様の御意見もいただきたいということですが、せっかくの機会ですので、委員の皆さんからも御意見、御質問をいただきたいと思います。どなたからでも構いませんので、よろしく願いいたします。はい、斎藤委員お願いします。

○斎藤委員 今回いただいた資料で、例えば13ページの色分けを見ますと、都市計画区域がこの緑の波線であるということですが、どこからどこまでかよく分かりません。また、市街化区域の部分ももう少し詳細な資料をいただけないかなと思っております。私は仙台市に住んでいるものですから、仙台都市圏と比較して、非常に山岳丘陵地まで都市計画区域に編入されるのではないかと。このように県全体のバランスを審議するのが宮城県都市計画審議会であると考えれば、地域的なアンバランスがあるのではないかと感じがしますので、宮城県全体の都市計画図をいただければと思います。

○事務局（藤田都市計画課長） 13ページの図面につきましては、都市計画区域が不明確ということで申し訳ございません。しっかりと区域が分かるような図面を提示させていただきたいと思います。それから、宮城県全体の都市計画区域がどういう状況になっているかということですが、報告資料の1ページ、冒頭の1ページのところに本県の都市計画区域、簡単な図面ではありますが示しております。それぞれの都市計画につきましては、都市計画区域図がございますので、これにつきましても御要望のとおり配付させていただきたいと思います。

本県の都市計画における区域指定の基本的な考え方ですが、いわゆる線引き都市計画は県内では2つございます。仙塩広域都市計画と石巻広域都市計画でございます。この線引き都市計画区域が定められた経緯としましては、いわゆる新産業都市構想、昭和40年代に太平洋沿岸でいろいろな沿岸部の工業団地の開発が一時期進み始めた時期に、こういった都市化の問題を防止するためにしっかりと線引きの都市計画で規制して誘導して、しっかりまちづくりをしていこうということで、本県ではもともとは仙塩広域と石巻広域、その間に松島観光都市計画の3つがございました。これを10年前に松島観光都市計画というのを統廃合し、仙塩と石巻に分割して、現在では仙塩広域都市計画と石巻広域都市計画の2つで線引きしているという状況でございます。

宮城県の特徴的な人口の集積の度合いですが、やはり政令市の仙台市に人口が集積しております。本県の大体230万人のうちの半分以上がこの仙塩広域都市計画に集積しているということと、それから石巻市が宮城県第2の都市でございますので、こういった第1、第2の市街地をまちづくりをしっかりと整備、開発及び保全していくということで線引きが定められております。また、それ以外の大崎、栗原、登米等につきましては、線引きではない非線引きの緩やかな規制になりますけれども、それぞれ都市計画区域を定めて、まちづくりをしっかりとやっていこうということで進めているところでございます。

○舟引議長 事務局からも御説明がありました。都市計画に関連する資料、それぞれ図面等もいろいろありますので、もし必要であれば事務局におっしゃっていただければお届けするような形でよろしいですか。はい、それではそのようにお願いします。

ほかに御質問、御意見をいただきたいと思います。はい、内田委員お願いします。

○内田委員 都市計画区域の人口フレームがかなり減少傾向にある推計ですが、それに対して小売販売額のほうが少しずつですけれども平成47年まで伸びていく傾向にあるような推計になっています。また、工業製造品の出荷額では食料品製造業が平成37年以降もかなり増加しているようですが、そのような推計に関しては素案の厚い冊子をよく読めばその辺の推計の根拠というのは書かれているのでしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長） 数値的な根拠は素案にはしっかりと書かれていませんが、この推計をする際には公表されているさまざまなデータを使って将来の推計をしております。特に例えば9ページの工業製造品出荷額等のデータで平成24、26、27年のデータを御覧いただければと思いますが、平成24年というのはやはり東日本大震災で被災を受けてかなり下がったわけですけれども、平成26、27年では順調に伸びております。また、この表には記載されていませんが、平成28、29年のデータもございまして、それを見ると順調にV字回復とはいかないまでも、震災前の数値に戻っているという状況が確認されております。

将来の平成37年までの予測につきましては、平成24年から27年のデータに基づいて、年平均の伸び率を使って10年間ぐらいはそれで伸びるでしょうと。その後、37年以降は少しずつ鈍化して、やはり伸びは落ち着くということで37年以降は少し横ばいになるような予測の評価をして、今回はこういう数値にさせていただいております。

基本的なこの数値の目標につきましては、東日本大震災前の工業製造品出荷額等、年間商品販売額です。まずはそこまでは目標として戻していきたいというのが1つ目標がございます。そういった震災後の数年間の伸びの実績を1つ、それをもとに予測したのと、それから震災前の水準までに何とか県としては戻していきたいという目標があることから、このような数値になっております。

○内田委員 今後、震災後の平成24年から平成27年、事務局では平成28年から29年あたりのデータもお持ちで、その辺の伸び率とかも踏まえて推計されたということですがけれども、個々のデータでいろいろな増加率をみて、その辺の伸び率がある、あとそれが少しずつ鈍っていくだろうという予想はあるかと思いますが、お互いのデータを照らし合わせてみると、人口の推計値がかなりの減少傾向であるのに小売販売額は増加しているとなると、1人当たりの購入額は相当に増えていかないとここまでは伸びないであろうとか、あとは食料品製造業がここまで伸びるには、例えばこの石巻地区に食品製造業関係の何か大きな商機があるようなものが来る見込みであるとか、そのようなことを踏まえて推計しているのでしょうか。それとも、この案自体が希望的観測というか、こういう伸び率だったからこうなるであろう、これを目標にしようというような意味合いなののでしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長） まず目標ですけれども、宮城県の将来ビジョンにおいては、これから製造業、トヨタ自動車の進出などのようなものづくり産業をまず宮城県として強力に進めていこうということで目標を掲げているのが1つございます。ただ、その目標と予測が乖離したのでは目標倒れになるということもございますので、その目標を実現できるかどうかということ平成24年から27年のデータで伸び率が適正かどうかを見て、今回はこの数値を設定させていただいております。食品製造業につきましては、震災前の平成19年のデータを見ますと、大体1,146億円く

らいになっております。これは、石巻広域都市計画は石巻漁港がありますので、その背後地に水産加工・食品加工系の企業が十分張りついておりまして、それが震災で被災してかなり落ち込んでしまったんですけども、今後はそういった水産加工業関係も少しずつ復旧して戻ってくるということ想定してこのような数値を設定させていただきました。

○舟引議長 よろしいですか。それでは阿留多伎委員お願いします。

○阿留多伎委員 まず、簡単な質問ですけども、県東部地域というふうになってはいますが、県東部地域というのは、エリアはどこからどこまででしょうか。どこかに書いてありますか。

○事務局（藤田都市計画課長） 石巻市、東松島市それから女川町の2市1町の部分について、県東部地域としております。都市計画区域については、この2市1町の中の一部を指定していますので、都市計画基礎調査の範囲としては、この地域全体を調査しています。

○阿留多伎委員 どこかに書いてあったほうがいいのではないかと思います。

○事務局（藤田都市計画課長） そこは非常にわかりづらいと思いますので、承知いたしました。

○阿留多伎委員 それから、前回、牛尾委員からも言われていたように、やはり人口が減っていくのに産業も商業も増えていくというのは違和感があります。特に前回の審議会では、小売りはそんなに増えないという感じだったと思いますが、今回のこの石巻に関しては小売りもかなり伸びていく。しかも10ページを見ますと、19年を超えるような小売りの販売額になるということは、1人当たり相当買わなければいけないということになりますよね。その辺はかなり違和感がありますので、今後ずっと見続けなければならないといえますか、定期的にチェックをして予測から外れたらすぐに修正をしていくという方針を持つ必要があると思います。将来ビジョンの数値がありますので、それを下回るようなものを前提にしにくいというのは分かりますけれども、都市計画として富県宮城の下請けになってしまうのもよろしくないとは思っているところです。

○事務局（藤田都市計画課長） 都市計画区域マスタープランの見直しにつきましては、5年ごとに行っておりますので、しっかりと時期、見直しに当たってはそれまでどうだったかということをしつかり毎年モニタリングして、計画どおり伸びているか、それとも計画を下回っているのかという点はしっかりと把握して、次の計画等に反映していきたいと考えております。

○舟引議長 今回が初めての委員もおられますので、都市計画の5年の見直しと10年、20年のフレームについて御説明いただけますか。

○事務局（藤田都市計画課長） 都市計画の見直しを5年ごとに行うというのは、1つは人口の調査が国勢調査で5年ごとに行われておりまして、その人口がどういうふう伸びているのか減っているのかというのが公表されるということになります。都市計画は人口がどうなっていくか、どのように動態が動いていくかを前提としてまちづくりを進めていきますので、まずは5年ごとの基礎調

査を行って人口の動態を把握して、都市構造がどうなっているのか調査するという事です。

それに対して、都市計画の目標として10年、20年先を定めていますのは、都市計画は中長期的なスパンで人口の動態やまちづくりを進めていかなければいけないということで、目標としては10年、長期構想としては20年先も予測した上で計画するという位置づけになっております。

○舟引議長 ありがとうございます。要するに5年ごとに見直しを行って、そのときに必ず20年後の予想をして、さらに実現性のある10年以内について、この最後の図にもありますように、10年以内に着手する事業や都市計画の区域をそのときに方向性として定めるという仕組みになっておりまして、再び次の5年後にまた同じ作業を常にローリングさせながら行っているという仕組みですので、御理解いただきたいと思っております。

5 閉 会

○舟引議長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは質疑はこのあたりとしまして、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（武内総括） 以上をもちまして、第191回宮城県都市計画審議会を終了いたします。なお、次回は来年の3月の開催を予定しております。日程等につきましては後日改めて御連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

平成30年10月18日（木）午後4時20分 閉会